

ぐんま くらしの ニュース

2026
No.380

令和8年3月10日

今回は、訪問買取でのトラブル事例について掲載します。
裏面では、消費生活関係の「出前講座」についてご案内します。

訪問買取のトラブルに注意！

部屋を片づけていると、「この機会に不用品を整理してしまおう」と思うことはありませんか。ちょうどそのタイミングで目に入る“**高価買取**”の広告。便利そうに見えるそのサービスが、実は後から**強引な買取****勧誘**などの**思わぬトラブル**につながるケースも少なくありません。

この記事では、消費生活センターに寄せられている訪問買取の相談事例を紹介しながら、**トラブルに遭わないためのポイント**を解説します。

相談事例

- 断っているのに何度も訪問勧誘や電話勧誘を受けている。
- 「何でも買い取る」と電話があったため、来訪を承諾した。査定のみのもつもりだったのに**強引に買い取られた**。解約したい。
- 使用していない贈答品や古着を買い取ってもらいたくて出張を依頼したが、訪問した業者から**貴金属を売るよう強く言われた**。売る気はないと断ったが、長時間居座られた。
- インターネットで探して訪問を依頼した買取業者に金のネックレスを売ったが、**買取金額が安すぎる**と思う。クーリング・オフしたい。
- 突然、買取業者の訪問を受けた。貴金属を出すよう促されたためアクセサリ－を見せた。ふと目を離したすきに買取業者がいなくなっており、**アクセサリ－を持ち去られた**。書面は無く、事業者名や連絡先も分からない。



トラブルに遭わないために

- 訪問買取の飛び込み勧誘や、断っているのにも関わらず再度勧誘をすることは法律で禁止されています。**勧誘方法に問題のある買取業者は決して家に入れない**ようにしましょう。
- 勧誘電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。訪問を承諾した場合は、**一人では対応しない**ようにしましょう。
- 買取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、**きっぱり断りましょう**。
- 購入業者から交付された書面をしっかり確認しましょう。
- 訪問購入には一部物品（家具、大型家電、本など）を除き**クーリング・オフ制度があります**。契約書面を受け取った日を1日目として8日間は、購入業者に書面等で申し入れすることによって、無条件で契約を解除することができます。また、クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。
- トラブルになった場合や不安がある場合は、**消費生活センター（☎188）に相談しましょう**。

消費生活課の**出前講座**をご活用ください！

消費生活課では、地域の集まりや学校、会社等にうかがい、消費生活に関する話をさせていただく**出前講座**を承っています。講座にかかる謝金や交通費は不要（無料）です。内容や講座時間は可能な限りご相談に応じますので、お気軽にご連絡ください。 ☎027-226-2281

講座テーマ	内容（所要時間：45～60分程度）	対象
消費者トラブルの防止	契約のしくみ／悪質商法の手口とその対処法／年齢層別の消費者トラブルの実例紹介／消費生活センターの案内／多重債務（借金）問題など	子ども～高齢者
身近な 製品の事故 に注意しましょう！	家電製品など、生活の身近にある製品の安全確保のしくみ／製品事故の実例／安全な製品の選び方・使い方	子ども～高齢者
「 エシカル消費 」のススメ	持続可能な社会に向けた消費行動	子ども～高齢者

<出前講座申込書>

消費生活課あて（FAX：027-223-8100 / E-mail：shouhisoudan@pref.gunma.lg.jp）

講座テーマ いずれかに○	消費者トラブルの防止 / 身近な製品の事故に注意しましょう！ / 「エシカル消費」のススメ		
主催団体、 集会等の名称		参加人数 (年齢層)	
主催団体の 所在地	〒		
希望日時	① 月 日 () 時 分 ~ 時 分 ② 月 日 () 時 分 ~ 時 分	※ 1ヶ月程度余裕をもってお申込みください	
会場の所在地	〒 駐車場 (あり ・ なし) ※ オンライン実施へ変更 (可 ・ 不可)		
ご担当者の 連絡先	所属・職・氏名		
	電話/FAX		
	E-mail		
その他要望等	・内容の希望がありましたらご自由にお書きください ・学校からお申し込みの場合は、授業における消費者教育の取組状況もお書きください ※ ロールプレイ (可 ・ 不可)		

メルマガ「消費者ホットぐんま」のご案内

群馬県では、消費生活に関するメールマガジンを発行しています。お申し込みは、件名に「メルマガ消費者申込み」と明記し、

shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp あてに空メールを送信してください。

※なお、現在、一部の携帯電話等でメルマガを受信できない場合があります。

shouhi-soudan@pref.gunma.lg.jpからのメールを受信できるよう設定をお願いします。



消費生活相談のご案内

☎ 027-223-3001

消費者ホットライン 188

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（昭和庁舎1階北側）

平日 9:00～16:30（電話・来所相談に対応）※来所相談は予約制

土曜 9:00～12:00/13:00～16:30（電話相談のみ）